利益相反管理に関する規程

特定非営利活動法人　ＮＰＯ高知市民会議

令和０５年０４月２０日　制定

利益相反管理に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人ＮＰＯ高知市民会議（以下、「市民会議」という。）の「倫理に関する規程」第７条第３項に規定する市民会議の役員（以下、「役員」という。）の「利益相反に該当する事項」について、自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　この規定は、役員に対して適用する。

（自己申告）

第３条　役員は、名目または形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの市民会議以外の団体等の役職を兼ね、またはその業務に従事すること（以下、「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

２　前項に規定する場合のほか、市民会議と役員との利益が相反する可能性がある場合（市民会議と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する〔兼職等を除く。〕ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

３　事務局長が前各項に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

（申告後の対応）

第４条　前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、市民会議と連携して申告内容の確認をしたうえ、申告を行った者が理事である場合には理事長（但し、申告を行った者が理事長である場合にあってはそれ以外の理事）と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議のうえ、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、市民会議との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置（以下、「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

２　前項にかかわらず、前条第３項に規定する場合、申告を受けた理事長は、市民会議と連携して申告内容を確認したうえ、必要に応じ、当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

（申告内容および申告書面の管理）

第５条　第３条の規定に基づいて申告された内容および提出された情報は、市民会議にて

管理するものとする。

（改廃）
第６条　この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

［附　則］
１．この規程は、令和５年４月２０日から施行し、同日より適用する。